

令和7年度
水道水質検査計画



田原市上下水道事業

目 次

1 はじめに	1
2 基本方針	1
(1) 水質検査場所	
(2) 水質検査項目	
(3) 検査頻度	
(4) 検査方法	
3 水源と施設の概要	2
(1) 水源の概要	
(2) 水道施設の概要	
4 水源の状況	3
5 水質検査場所	3
6 水質検査項目と検査頻度	4
(1) 毎日の検査項目	
(2) 水質基準項目	
(3) 水質管理目標設定項目	
(4) クリプトスポリジウム等対策水質検査項目	
7 臨時の水質検査	5
8 水質検査計画及び検査結果の公表.....	5
9 水質検査結果の評価.....	5
10 関係者との連携.....	6
水質検査場所一覧等.....	7 ～ 15

※ 水質検査計画とは

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給する上で必要不可欠なものです。

この水質検査計画は、水質検査を適正に執行するため、水質検査地点や水質検査項目及び検査頻度などについて定めたものです。

1 はじめに

水道水は、水道法の規定に基づき、安全で快適な水道水が供給できるよう水質基準が定められており、各水道事業者は、水源域の状況、原水の質、浄水方法などの状況に応じ、一定の条件のもとで検査項目、検査頻度を自ら定めています。

田原市水道事業では、検査の項目、頻度などについて、当事業での給水状況及び取水状況等を考慮し、安全性・安定性及び効率性・合理性の両面から検討を行い、当事業における水道水の水質検査計画を策定しています。

現在、国では、有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）について、分類の見直し等の検討が活発に行われていますので、引き続き国の動向を注視し、水道水の安全確認を行っていきます。

2 基本方針

水道水の安全性、安定性を確保することを第一に考え、以下の方針で水質検査を実施します。

（１） 水質検査場所

ア 浄水について

水質基準が適用される水道の給水栓(水道の蛇口)など、適切に水質管理できる地点とします。

イ 原水について

地下水については水源ごとに、適切に水質管理できる地点とします。

（２） 水質検査項目

ア 浄水について

水道法で義務付けられている１日１回以上行う色・濁り・消毒の残留効果（以下「毎日の検査項目」という。）、水道基準項目の定期検査、水質検査計画に位置付けることが望ましいとして新たに設けられた水質管理目標設定項目について検査します。

イ 原水について

浄水と同じ水質基準項目、水質管理目標設定項目及び田原市が水質管理上必要と認め独自に行う項目について検査します。

(3) 検査頻度

ア 浄水について

- ① 毎日の検査項目及び水質基準項目は、法令の定めに従って検査を行います。
なお、過去の検査結果が水質基準を十分満足していて、緩和することができる項目については、検査頻度を1年に1回以上あるいは3年に1回以上に緩和します。
- ② 水質管理目標設定項目は、原則として水質基準項目に準じて行います。

イ 原水について

水質基準項目（消毒副生成物を除く）を基本とし、実施します。又、水質管理目標項目のうち必要と認めた項目については年1回とします。

(4) 検査方法

毎日の検査項目については自己検査で行い、他の水質検査については水道法第20条第3項の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

3 水源と施設の概要

(1) 水源の概要

ア 愛知県企業庁（県水）からの受水系

豊橋南部浄水場で凝集沈殿処理・急速ろ過処理・消毒をした後、田原市の六連配水場・赤羽根第1配水池・小塩津配水池から各家庭へ配られます。

イ 地下水系

地下水を水源とする所は、東馬洗水源井、池尻水源井及び保美水源井の3か所です。

井戸から汲み上げた地下水を消毒した後、県水とあわせ各家庭へ配られます。

(2) 水道施設の概要

ア 田原市水道事業の水道施設について、概要は次のとおりです。

施設の名称	原水の種類	浄水方法	施設能力 (m ³ ／日)
六連配水場	表流水 (豊川用水)	県水受水	1 6 , 6 0 0
加治配水池			—
滝頭配水池			—
東馬洗水源(深井戸)	地下水	塩素消毒のみ	6 0 0
蔵王配水池	県水と混合	追塩措置	—
赤羽根第 1 配水池	表流水 (豊川用水)	県水受水	2 , 4 0 0
池尻水源井 (深井戸)	地下水	塩素消毒のみ	1 1 0
赤羽根第 2 配水池	県水と混合		—
小塩津配水池	表流水 (豊川用水)	県水受水	1 4 , 9 0 0
泉配水池		追塩措置	—
伊良湖配水池		追塩措置	—
保美水源井 (深井戸)	地下水	塩素消毒のみ	2 0 0
全 体			3 4 , 8 1 0

4 水源の状況

田原市の水道水源である地下水は、近年、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素による汚染が懸念されています。原因として、主に施肥、家畜排せつ物、生活排水などがあり、一部の井戸では、経年とともに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度が高い傾向にあることから、特に注意を払って監視しています。

5 水質検査場所 (P.7 別紙 1 検査地点 P.8 検査箇所図 参照)

(1) 浄水について (P.12～P.13 検査計画参照)

- ・配水場の系統ごとに検査地点を確保するように下記 13 か所の給水栓を設定しました。

藤七原公民館、波瀬集落センター、やぐま台公民館、大草保育園、野田保育園
赤羽根分団 3 号詰所、池尻集会所、赤西会館、高松保育園、宇津江公衆便所、
小中山保育園、恋路ヶ浜公衆便所、土田農村公園

- ・また、毎日の検査項目については、下記 13 か所の給水栓を設定しました。

浦町、仁崎町、芦町、野田町、六連町、大草町、若見町、赤羽根町、高松町、江比間町、小中山町、和地町、日出町

- (2) 原水について (P. 12、P. 15 検査計画参照)
地下水を水源とするものは、井戸ごとに設定しました。

6 水質検査項目と検査頻度

- (1) 毎日の検査項目

①検査項目

市内の給水栓 13 か所で、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

②検査頻度

1 日 1 回行います。

- (2) 水質基準項目 (P. 9 参照)

ア 浄水について

◎検査項目及び頻度

- ・ 水道法に定められた水質基準全項目検査 (51 項目) を渥美地区の 4 か所について、年 1 回行います。
- ・ 毎月検査 (9 項目) を、全地区の 13 箇所について、毎月 1 回行います。
- ・ 消毒副生生物 (12 項目) を、全地区の 13 箇所について、年 4 回検査します。
- ・ 鉄及びその化合物 [基 34] を、赤西会館について、年 4 回検査します。
- ・ カルシウム、マグネシウム等 (硬度) [基 39] を、池尻集会所について、年 1 回検査します。
- ・ 蒸発残留物 [基 40] を、赤羽根地区、田原地区の 9 か所について、年 1 回検査します。

イ 原水について (P. 10 参照)

◎検査項目及び頻度

- ・ 原水全項目検査 (39 項目) [基 1~20, 32~37, 39~51] を、全ての原水施設の 4 か所について、年 1 回行います。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 [基 11] を、池尻水源井と保美水源井の 2 箇所の原水施設について、毎月検査します。
東馬洗 1 号井と東馬洗 2 号井の 2 箇所の原水施設について、2 か月に 1 回検査します。

(3) 水質管理目標設定項目

ア 浄水について (P. 9 参照)

◎検査項目及び頻度

- ・ 管理目標設定項目であるクロロエトリル[目 13]、抱水クロール[目 14]は、宇津江公衆便所について、年 1 回検査します。

イ 原水について (P. 10 参照)

◎検査項目及び頻度

- ・ 管理目標設定項目である農薬類 30 物質と従属栄養細菌、PFOS・PFOAを、すべての原水施設の 4 か所について、年 1 回検査します。

(4) クリプトスポリジウム等対策水質検査項目 (P. 11 参照)

◎検査項目及び頻度

- ・ クリプトスポリジウム対策指標菌検査である大腸菌、嫌気性芽胞菌（2 項目）を、すべての原水施設の 4 か所について、年 4 回行います。
- ・ クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査を、全ての原水施設の 4 か所について、年 1 回行います。

7 臨時の水質検査

水源などで次のような水質変化があった場合又その状況に対応できないと判断した場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源及び給水栓などで臨時の水質検査をします。

- ① 色及び濁りなどの水質が著しく変化したとき
- ② 臭気など著しい変化が発生したとき
- ③ 魚が多量に死ぬなど、異常があるとき
- ④ その他、特に必要が認められるとき

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、市役所上下水道部水道課及び田原市ホームページにて閲覧できるようにします。

9 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、水質基準の適合判断はもとより、長期的にはより質の高い水道水の供給を目指して評価していきます。

(1) 水質基準の適合判定

水質基準は、水道により供給される水が満たすべき水質上の要件であり、いかなる項目についても、その検査結果が水質基準を超えないよう水質管理に万全を期しますが、水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに原因究明を行い、水質基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じていきます。

また、検査結果が水質基準を超える恐れはなくても、通常よりも明らかに高い値を示す場合には、直ちに原因究明を行い、必要な対策を講じることとします。

(2) 長期的な評価

より質の高い水道水の供給を目指して、残留塩素の低減化を図るなど、いくつかの指標項目について管理目標を定め、この検査結果を継続的に評価して必要な対策を講じていきます。

10 関係者との連携

(1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、愛知県企業庁と連絡を密にして水質検査を行います。

(2) 水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、中部地方整備局、愛知県企業庁、愛知県建設局、愛知県東三河水道事務所、愛知県豊川保健所及び各市町村と連絡を密にして、早急の状況調査と対策並びに水源の水質検査を行います。

※ お問い合わせ

田原市役所 上下水道部 水道課

〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1

TEL 0531-23-3532

FAX 0531-22-3184

E-mail suido@city.tahara.aichi.jp

水質検査場所の一覧

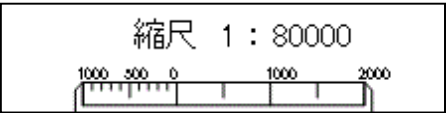
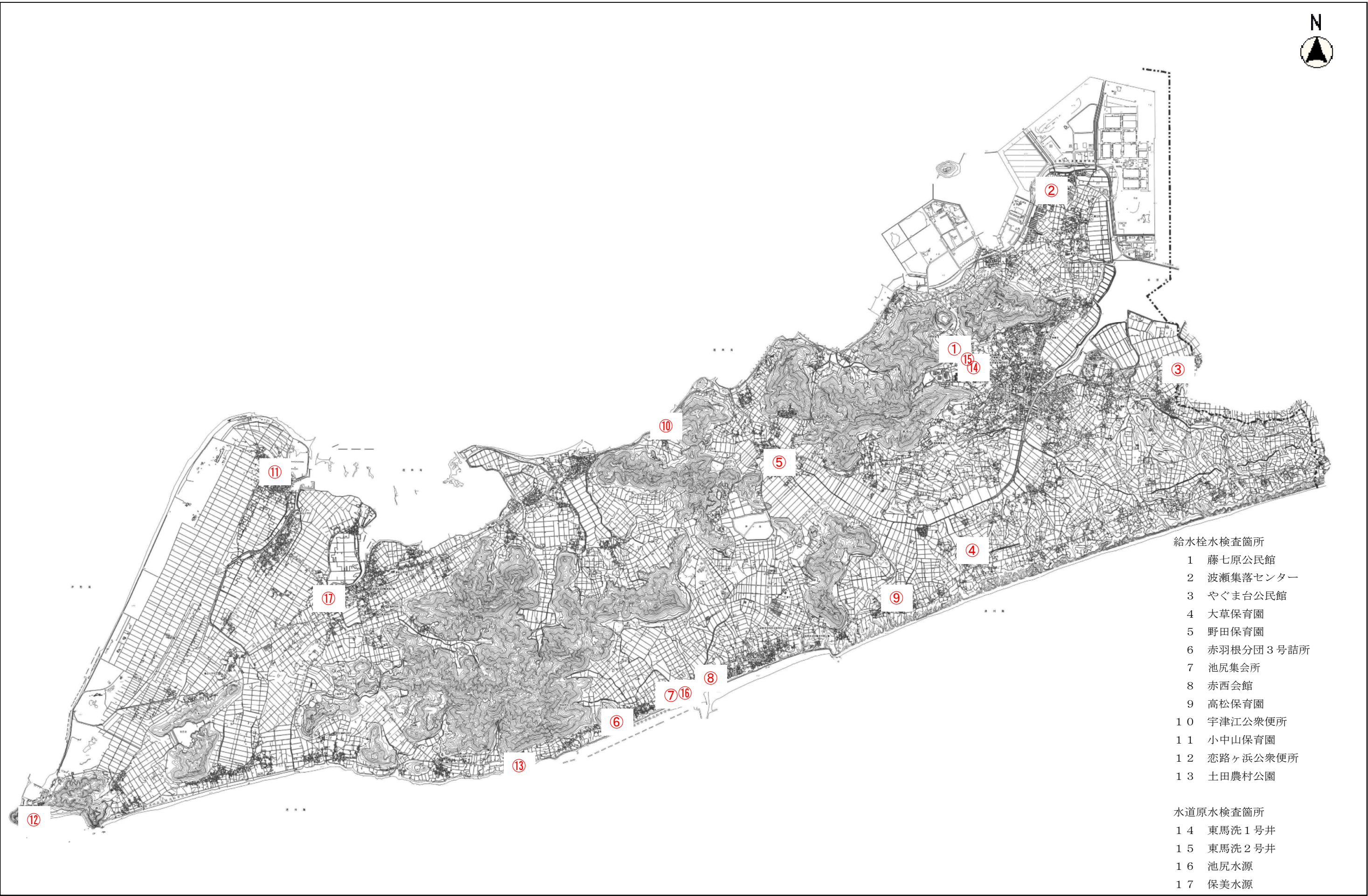
浄水（給水栓）

- 1 藤七原公民館・・・水質基準項目を実施
- 2 波瀬集落センター・・・水質基準項目を実施
- 3 やぐま台公民館・・・水質基準項目を実施
- 4 大草保育園・・・・・・水質基準項目を実施
- 5 野田保育園・・・・・・水質基準項目を実施
- 6 赤羽根分団 3 号詰所・水質基準項目を実施
- 7 池尻集会所　・・・・・・水質基準項目を実施
- 8 赤西会館・・・・・・水質基準項目を実施
- 9 高松保育園・・・・・・水質基準項目を実施
- 10 宇津江公衆便所・・・水質基準項目を実施
- 11 小中山保育園・・・・・・水質基準項目を実施
- 12 恋路ヶ浜公衆便所・・・水質基準項目を実施
- 13 土田農村公園・・・・・・水質基準項目を実施

原水（水源井）

- 14 東馬洗 1 号井・・・水質基準項目、水質管理目標設定項目等を実施
- 15 東馬洗 2 号井・・・水質基準項目、水質管理目標設定項目等を実施
- 16 池尻水源井・・・・・・水質基準項目、水質管理目標設定項目等を実施
- 17 保美水源井・・・・・・水質基準項目、水質管理目標設定項目等を実施

水質検査箇所図



水質基準項目(給水栓水)の内訳

●:全項目検査(51項目)1回/年:1地区 3地区を3年でローテーション

番号	項 目	備考
基01	一般細菌	9項目
基02	大腸菌	9項目
基03	カドミウム及びその化合物	
基04	水銀およびその化合物	
基05	セレン及びその化合物	
基06	鉛及びその化合物	
基07	ヒ素及びその化合物	
基08	六価クロム化合物	
基09	亜硝酸態窒素	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	12項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
基12	フッ素及びその化合物	
基13	ホウ素及びその化合物	
基14	四塩化炭素	
基15	1,4-ジオキサン	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	
基17	ジクロロメタン	
基18	テトラクロロエチレン	
基19	トリクロロエチレン	
基20	ベンゼン	
基21	塩素酸	12項目
基22	クロロ酢酸	12項目
基23	クロロホルム	12項目
基24	ジクロロ酢酸	12項目
基25	ジブロモクロロメタン	12項目
基26	臭素酸	12項目
基27	総トリハロメタン	12項目
基28	トリクロロ酢酸	12項目
基29	ブロモジクロロメタン	12項目
基30	ブロモホルム	12項目
基31	ホルムアルデヒド	12項目
基32	亜鉛及びその化合物	
基33	アルミニウム及びその化合物	
基34	鉄及びその化合物	
基35	銅及びその化合物	
基36	ナトリウム及びその化合物	
基37	マンガン及びその化合物	
基38	塩化物イオン	9項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
基40	蒸発残留物	
基41	陰イオン界面活性剤	
基42	ジェオスミン	
基43	2-メチルイソボルネオール	
基44	非イオン界面活性剤	
基45	フェノール類	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量))	9項目
基47	pH値	9項目
基48	味	9項目
基49	臭気	9項目
基50	色度	9項目
基51	濁度	9項目

○:毎月検査(9項目)12回/年:3地区

番号	項 目	備考
基01	一般細菌	
基02	大腸菌	
基38	塩化物イオン	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量))	
基47	pH値	
基48	味	
基49	臭気	
基50	色度	
基51	濁度	

△:消毒副生成物(12項目)4回/年:3地区

番号	項 目	備考
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	
基21	塩素酸	
基22	クロロ酢酸	
基23	クロロホルム	
基24	ジクロロ酢酸	
基25	ジブロモクロロメタン	
基26	臭素酸	
基27	総トリハロメタン	
基28	トリクロロ酢酸	
基29	ブロモジクロロメタン	
基30	ブロモホルム	
基31	ホルムアルデヒド	

■:管理目標設定項目(2項目)1回/年:宇津江

番号	項 目	備考
目13	ジクロロアセトニトリル	
目14	抱水クロラール	

鉄:鉄及びその化合物 11回/3年:赤西

番号	項 目	備考
基34	鉄及びその化合物	

硬:カルシウム、マグネシウム等(硬度) 2回/3年:池尻集会所

番号	項 目	備考
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	

蒸:蒸発残留物 1回/1年:3地区

番号	項 目	備考
基40	蒸発残留物	

水質基準項目(水道原水)の内訳

●:全項目検査(51項目内39項目)1回/1年:全地区

番号	項 目	備考
基01	一般細菌	全項目
基02	大腸菌	全項目
基03	カドミウム及びその化合物	全項目
基04	水銀およびその化合物	全項目
基05	セレン及びその化合物	全項目
基06	鉛及びその化合物	全項目
基07	ヒ素及びその化合物	全項目
基08	六価クロム化合物	全項目
基09	亜硝酸態窒素	全項目
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	全項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	全項目
基12	フッ素及びその化合物	全項目
基13	ホウ素及びその化合物	全項目
基14	四塩化炭素	全項目
基15	1,4-ジオキサン	全項目
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	全項目
基17	ジクロロメタン	全項目
基18	テトラクロロエチレン	全項目
基19	トリクロロエチレン	全項目
基20	ベンゼン	全項目
基21	塩素酸	
基22	クロロ酢酸	
基23	クロロホルム	
基24	ジクロロ酢酸	
基25	ジブロモクロロメタン	
基26	臭素酸	
基27	総トリハロメタン	
基28	トリクロロ酢酸	
基29	ブロモジクロロメタン	
基30	ブロモホルム	
基31	ホルムアルデヒド	
基32	亜鉛及びその化合物	全項目
基33	アルミニウム及びその化合物	全項目
基34	鉄及びその化合物	全項目
基35	銅及びその化合物	全項目
基36	ナトリウム及びその化合物	全項目
基37	マンガン及びその化合物	全項目
基38	塩化物イオン	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	全項目
基40	蒸発残留物	全項目
基41	陰イオン界面活性剤	全項目
基42	ジェオスミン	全項目
基43	2-メチルイソボルネオール	全項目
基44	非イオン界面活性剤	全項目
基45	フェノール類	全項目
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	全項目
基47	pH値	全項目
基48	味	全項目
基49	臭気	全項目
基50	色度	全項目
基51	濁度	全項目

□:管理目標設定項目(農薬30項目+従属細菌+PFOS・PFOA)1回/1年:3地区

管理農薬No.	項 目	備考
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	
7	アセフェート	
11	アラクロール	
12	イソキサチオン	
21	エトフェンプロックス	
24	オキシ銅 (有機銅)	
28	カルタップ	
29	カルバリル	
32	キャプタン	
34	グリホサート	
35	グルホシネート	
39	クロロタロニル	
45	ジクワット	
54	ダイアジノン	
56	ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	
60	チオファネートメチル	
67	トリフルラリン	
69	パラコート	
77	フィプロニル	
86	ブタミホス	
88	フルアジナム	
91	プロチオホス	
92	プロピコナゾール	
94	プロベナゾール	
96	ベノミル	
101	ペンディメタリン	
102	ベンフラカルブ	
105	ホスチアゼート	
108	メソミル	
109	メタラキシル	
	従属栄養細菌	
	PFOS及びPFOA	

硝:硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 6回/年:東馬洗1号、2号、12回/年 :池尻、保美

番号	項 目	備考
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	

☆:クリプトスポリジウム対策指標菌検査(2項目) 3回/1年 :3地区

番号	項 目	備考
独02	大腸菌	
独03	嫌気性芽胞菌	

☆:クリプトスポリジウム対策指標菌検査(1項目) 1回/1年 :3地区

番号	項 目	備考
独03	嫌気性芽胞菌	

ク:クリプトスポリジウム等(2項目) 1回/1年 :3地区

番号	項 目	備考
独01	クリプトスポリジウム	
	ジアルジア	

田原市 令和7年度水道水質検査計画表

給水栓水（田原地区）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 藤七原公民館	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○
2 波瀬集落センター	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○
3 やぐま台公民館	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○
4 大草保育園	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○
5 野田保育園	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○

給水栓水（赤羽根地区）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6 赤羽根分団3号詰所	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○
7 池尻集会所	○	○△	○	○	○△	○	○	○△硬蒸	○	○	○△	○
8 赤西会館	○	○△鉄	○	○	○△鉄	○	○	○△鉄蒸	○	○	○△鉄	○
9 高松保育園	○	○△	○	○	○△	○	○	○△蒸	○	○	○△	○

給水栓水（渥美地区）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10 宇津江公衆便所	○	○△	○	○	○△	○	○	●■	○	○	○△	○
11 小中山保育園	○	○△	○	○	○△	○	○	●	○	○	○△	○
12 恋路ヶ浜公衆便所	○	○△	○	○	○△	○	○	●	○	○	○△	○
13 土田農村公園	○	○△	○	○	○△	○	○	●	○	○	○△	○

○：毎月検査（9項目）
鉄：鉄及びその化合物

●：全項目検査（51項目）
硬：カルシウム、マグネシウム等（硬度）

△：消毒副生成物（12項目）
蒸：蒸発残留物

■：管理目標設定項目（2項目）

水道原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
14 東馬洗1号井	●☆		硝	☆	硝	ク	☆硝□		硝	☆	硝	
15 東馬洗2号井	●☆		硝	☆	硝	ク	☆硝□		硝	☆	硝	
16 池尻水源井	●☆	硝	硝	☆硝	硝	ク硝	☆硝□	硝	硝	☆硝	硝	硝
17 保美水源井	●☆	硝	硝	☆硝	硝	ク硝	☆硝□	硝	硝	☆硝	硝	硝

●：全項目検査（39項目）

硝：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

☆：クリプトスポリジウム対策指標菌（2項目）

□：管理目標設定項目（農薬類50項目、従属栄養細菌、PFOS・PFOA）

ク：クリプトスポリジウム等

☆：クリプトスポリジウム対策指標菌（1項目）

令和7年3月作成

検査地点	検査回数及び項目省略対象項目		目標値 (水質基準の 10%以下)	過去3年間の最高値		
	年1回	年4回				
藤七原公民館	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	53mg/L	基40
波瀬集落センター	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	—	30mg/L以下	05.11.15	28mg/L	基39
	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	52mg/L	基40
やぐま台公民館	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	53mg/L	基40
大草保育園	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	53mg/L	基40
野田保育園	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	53mg/L	基40
赤羽根分団3号詰所	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	65mg/L	基40
池尻集会所	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	54mg/L	基40
赤西会館	—	鉄及びその化合物	0.1mg/L以下	06.11.20	0.03mg/L	基34
	蒸発残留物	—	50mg/L以下	04.11.16	54mg/L	基40
高松保育園	蒸発残留物	—	50mg/L以下	04.11.16	52mg/L	基40
宇津江出荷場	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	48mg/L	基40
	ギョウ酸ピクトール	—	0.001mg/L以下 (暫定)	04.11.16	0.001mg/L	目13
	泡水クローラル	—	0.002mg/L以下 (暫定)	05.11.15	0.004mg/L	目14
小中山保育園	蒸発残留物	—	50mg/L以下	06.11.20	51mg/L	基40
恋路ヶ浜公衆便所	蒸発残留物	—	50mg/L以下	04.11.16	51mg/L	基40
土田農村公園	蒸発残留物	—	50mg/L以下	04.11.16	53mg/L	基40

◎検査項目集計表 その1 【給水栓水検査】

配水区分	検査地点	検査項目						
		毎月検査 (9項目)	全項目検査 (51項目)	消毒副生成物 (12項目)	鉄及び その化合物	カルシウム、マグ ネシウム(硬度)	蒸留残留物	管理目標 設定項目 (2項目)
田原地区	藤七原集会所	12 回		4 回			1 回	
	波瀬集落センター	12 回		4 回			1 回	
	やぐま台公民館	12 回		4 回			1 回	
	大草保育園	12 回		4 回			1 回	
	野田保育園	12 回		4 回			1 回	
赤羽根地区	赤羽根分団3号詰所	12 回		4 回			1 回	
	池尻集会所	12 回		4 回		1 回	1 回	
	赤西会館	12 回		4 回	4 回		1 回	
	高松保育園	12 回		4 回			1 回	
渥美地区	宇津江公衆便所	11 回	1 回	3 回				1 回
	小中山保育園	11 回	1 回	3 回				
	恋路ヶ浜公衆便所	11 回	1 回	3 回				
	土田農村公園	11 回	1 回	3 回				
合計 13箇所		152 回	4 回	48 回	4 回	1 回	9 回	1 回

※全項目検査(51項目)については、各地区3年に1度検査する。

◎検査項目集計表 その2 【水道原水検査】

配水区分	検査地点		検査項目					
			原水全項目検査 (39項目)	硝酸態窒素 及び 亜硝酸態窒素	管理目標設定項目 (農薬類30項目、 従属栄養細菌、 PFOS・PFOA)	クリプトスポリジウム等	クリプトスポリジウム対策 指標菌(2項目)	クリプトスポリジウム対策 指標菌(1項目)
田原地区	東馬洗1号井	令和7年度 (2025.4～2026.3)	1 回	5 回	1 回	1 回	3 回	1 回
	東馬洗2号井	令和7年度 (2025.4～2026.3)	1 回	5 回	1 回	1 回	3 回	1 回
赤羽根地区	池尻水源井	令和7年度 (2025.4～2026.3)	1 回	11 回	1 回	1 回	3 回	1 回
渥美地区	保美水源井	令和7年度 (2025.4～2026.3)	1 回	11 回	1 回	1 回	3 回	1 回
合計 9箇所			4 回	32 回	4 回	4 回	12 回	4 回